

## 中小企業における知的財産戦略のあり方に関する検討会設置要領

3 産労商創第 7 6 8 号

令和 3 年 7 月 2 9 日

## (設置)

第 1 「東京の中小企業振興を考える有識者会議設置要綱」(平成 30 年 2 月 6 日付 29 産労商調第 1144 号) 第 7 に基づき、東京都内の中小企業における知的財産活用に関する都の支援施策の体系と方向性を検討するにあたり、専門的観点からの意見を聴くために、「中小企業における知的財産戦略のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第 2 検討会は、次の事項について意見の交換等を行う。

- (1) 都内中小企業・スタートアップ等の知的財産戦略に関する課題について
- (2) 知的財産活用施策の基本的な考え方について
- (3) 知的財産活用施策の体系と方向性について
- (4) 中小企業の知的財産活用のための東京戦略の見直しについて
- (5) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関する事

## (委員等)

第 3 検討会は、産業労働局長が委嘱する委員をもって構成する。なお、産業労働局長はオブザーバーを置くことができる。

2 産業労働局長が必要であると認めるときは、委員およびオブザーバー以外の者を検討会の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

## (委員の任期)

第 4 委員の任期は、第 3 の規定により委嘱を受けた日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

## (座長)

第 5 検討会には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (招集)

第 6 検討会の会議は、産業労働局長が招集する。

## (公開)

第 7 検討会の会議は非公開とし、議事の要旨を公開するものとする。

(事務局)

第8 検討会の事務局は、東京都産業労働局商工部創業支援課とする。

(その他)

第9 この要領で定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、令和3年7月29日から施行する。